

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会委員等報酬及び費用弁償に関する規則

[平成 29 年 3 月 28 日・規則第 10 号]

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 18 条の規定及び本会規定に基づく委員等の報酬及び費用弁償の額及びその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「委員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長が委嘱又は設置した各種委員会等の委員

(報酬)

第 3 条 委員等に報酬を支給するものとし、その額は別表 1 のとおりとし、毎年度末にこれを支給する。ただし、会長が必要と認める場合は、年 2 回以上に分けて支給することができる。

- 2 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第 4 条 委員等が本会の職務のために旅行（市内での会議等を含む。以下同じ。）をしたときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、本会職員旅費支給規程（平成 16 年規程第 12 号）の例による。ただし、日当の額は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないことができる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 報酬（第3条第1項関係）

区 分	報 酬 の 額
委 員 等	回額3,000円

別表2 日当（第4条第2項関係）

区 分	日 当 の 額
委 員 等	2,000円

備考 市内での旅行（会議等を含む。）には日当を支給しない。